

# くしろ家畜衛生

第98号

(平成30年4月号)



北海道釧路家畜保健衛生所

♪ホームページアドレス♪

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm>

〒084-0917

釧路市大楽毛127番地の1

電話 0154-57-8775

FAX 0154-57-6125

## 所長挨拶

平成30年度の初めに当たり、皆様には日頃から当所の家畜衛生業務の推進に、ご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

この冬、北海道は例年よりも降雪量が多く、農業関係ではビニールハウスが雪の重みで倒壊する事故が相次ぎました。被災された多くの方々には心からお見舞い申し上げます。

さて、平成29年度の家畜衛生情勢を振り返りますと、釧路管内は牛のヨーネ病、サルモネラ症、BVD-MD等の発生はあったものの、全体的には平穩に推移したと思われます。これもひとえに生産者を含めた関係機関の皆様のご協力によるものと認識しており、改めて感謝申し上げます。

なお、国内では1月に香川県の肉用鶏飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの発生がありました。今のところ家きんでの続発はありませんが、国内にウイルスが入っていることは確実で、これから渡り鳥が北方へ戻る5月半ばまでは予断を許さない状況です。

また、海外に目を向けますと、お隣の韓国では3月に豚で口蹄疫が発生しました。豚は牛よりも大量のウイルスを排出するとされており、国内に侵入するリスクは、依然として高い状況にあると思われます。

このような中、それぞれの農場におきましては、「飼養衛生管理基準」の各項目の意義を十分理解された上で遵守して、病原体の侵入防止に努めていただくのはもちろんのこと、関係機関・団体及び行政が一丸となって、地域全体での衛生管理水準の向上を図っていかねばならないと考えます。

当所としましても万が一に備えて、初動防疫に必要な情報の把握や緊急体制の整備を継続してまいりますとともに、実践的な防疫演習等を通して、それぞれの地域の皆様方とともに危機管理体制の強化に努めて参ります。

また、監視伝染病の発生予防とまん延防止対策につきましては、家畜伝染病予防法第5条に基づき定期検査や発生農場における清浄化対策を重点に取り組みを進めていきます。

さらに、生産性向上のための家畜衛生対策事業や家畜畜産物の安全性確保のための安全指導業務等につきましても、農場や関係機関、団体の皆様と常に連携を図りながら進めて参りますので、今年度も当所の業務推進について、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 平成30年度の家畜伝染病予防事業計画

本年度の家畜伝染病予防事業の計画は次のとおりです。事業実施にあたりましては、関係機関の皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

### 〈家畜伝染病予防法等に基づく検査〉

事業名 市町村名	①牛のヨーネ病検査 (乳用牛)			②牛のヨーネ病検査 (肉用牛)			③蜜蜂の腐蛆病検査			④牛海綿状脳症検査		
	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間	戸数	検査頭数	実施期間
釧路町	5	330	5~6月	4	130	5~6月	1	20	8月	10	30	4~3月
厚岸町										99	530	
浜中町							2	300	8月	193	1,050	
標茶町	140	10,300	9~12月	20	710	9~12月	2	275	8月	310	1,490	
弟子屈町										106	620	
鶴居村							2	190	8月	87	520	
白糠町							1	30	8月	64	250	
釧路市							1	5	8月	118	600	
計	145	10,630		24	840		9	820		987	5,090	

⑤高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング検査（10,11月）

⑥高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（毎月）

⑦めん羊・山羊のスクレイピー立入検査（時期未定）

#### ※ 実施根拠

①～⑤：法5条に基づく検査

⑥：高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査

⑦：家畜防疫対策要綱に基づく立入検査

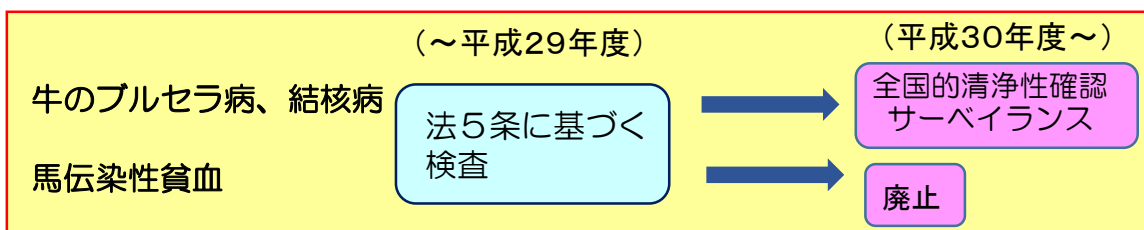
## 牛のブルセラ病、結核病検査および馬伝染性貧血検査の検査体制の変更

### 1 牛のブルセラ病、結核病検査

牛のブルセラ病、結核病については、家畜伝染病予防法（以下、法）第5条に基づき、5年に一度の検査を実施してきましたが、これまでの発生状況及び検査実績から清浄化宣言可能な状況となっています。そのため、国際獣疫事務局（OIE）の基準に基づき、平成30年度からは3年間、全国的清浄性確認サーベイランスを実施することとなりました。

### 2 馬伝染性貧血検査

馬伝染性貧血については、国内の清浄化が推進しているものと判断し、法第5条に基づく検査は廃止となりました。



# 韓国での口蹄疫の発生及び管内での類似疾病の発生について

## <韓国で口蹄疫(豚・A型)が発生>

平成30年3月に、韓国の豚飼養農場で口蹄疫の発生がありました。同国での発生は、昨年2月の発生以来、約1年ぶりとなります。防疫措置として、発生農場周辺の豚の殺処分、韓国全土の豚に対して緊急のワクチン接種（A型）等が行われています。

4月末からのゴールデンウィーク期間中は、海外と日本を往来する旅行者が増加することから、本病の侵入リスクが高まります。発生防止のため、衛生管理基準を遵守し、次の事項について再度、確認・徹底をお願いいたします。

●:発生地点  
※発生日はOIE報告または韓国当局の公式資料に基づく

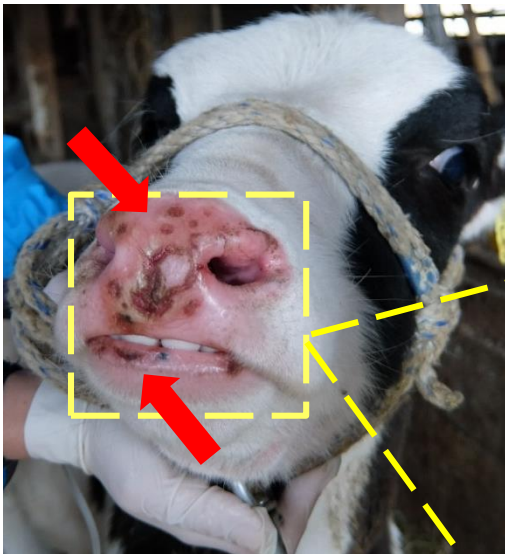
京畿道(2件)  
①3月26日 金浦(キンポ)市 豚 (A型)  
②4月1日<sup>1)</sup> 金浦(キンポ)市 豚 (A型)<sup>2)</sup>

1)OIE報告に基づき発生日を修正  
2)①の疫学関連農場(①から12.7km離れた場所に所在)



- 関係者以外の人（特に入国一週間以内の海外渡航者）や車両を衛生管理区域に入れない。
  - 衛生管理区域に入る際の、靴や持ち込む物の消毒の徹底。
  - 畜産関係車など、農場に入る車両（タイヤや運転席）の消毒。
- ⇒立入り禁止看板、石灰帯、踏込消毒槽の確認、徹底！

## <管内の乳牛で牛丘疹性口炎が発生>



※口唇部、歯ぐき、鼻鏡等に病変が認められました。

今年2月に釧路管内で、口蹄疫と症状が似ており鑑別が必要な牛丘疹性口炎（左の写真）が発生しました。本症例では、診察した獣医師から当所に適切な通報が行われたため、的確な防疫措置をとることができました。



万が一、口蹄疫が発生した場合、まん延を防止するためには早期の通報・防疫対応が非常に大切です。口、乳房、蹄などに水疱や糜爛（びらん）を認めた場合は、獣医師または家畜保健衛生所に迷わずご連絡ください。

# 渡り鳥の北帰行は5月まで続きます！ 高病原性鳥インフルエンザに引き続き警戒を！！

平成29年11月以降、国内では野鳥の死体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が3都県で46件確認されています。昨シーズンの平成29年3月には、宮城県で本病の発生がありましたので、渡り鳥が南下する秋だけでなく、北上するシーズンが終わるゴールデンウィーク頃までは引き続き嚴重な警戒をお願いします。家きん舎内への本病ウイルスの侵入には、渡り鳥が持っているウイルスに接触して感染した留鳥や小型の野生動物の関与が疑われていますので、次の点について再度ご確認ください。



## ＜野鳥・小型野生動物の侵入防止対策＞

- 防鳥ネットの穴・ほつれ等の点検・補修
- 家きん舎の壁の穴や隙間等を点検し、塞ぐ
- 野生動物の餌となるものを片付け、家きん舎に近づけない

**死亡率の増加など、飼養家きんに異常が見られたら、すぐに家畜保健衛生所にご連絡を！**

## 定期報告の提出について

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。

定期報告書（平成...年）	
平成...年...月...日	
北海道知事	殿
住所	
氏名	[ ] 印
電話番号	-
<small>※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名</small>	
<small>家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。</small>	
<b>1. 基本情報</b>	
家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 -
養殖者の氏名又は名称	
	郵便番号 -

### ＜対象家畜・報告期日＞

- 家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし） **毎年4月15日**
- 家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥） **毎年6月15日**

定期報告が未提出であった場合、ヨーネ病自主検査等の助成事業が受けられなくなります。また、提出の督促に応じない場合は、家畜伝染病予防法違反と見なされ、10万円以下の過料に処される可能性があります。 定期報告の提出がお済みでない方は、速やかに市町村畜産担当あてに提出して頂くようお願いします。

ご不明な点がございましたら、各市町村または当所までお問い合わせください。



## 抗菌性物質残留事故の防止について

平成29年度、釧路管内では、生乳への抗菌性物質の残留事故が5件発生しました。

残留事故は、生乳や畜肉等の廃棄による経済的損失が大きいだけでなく、消費者の信頼を失うきっかけとなります。これから、草地整備や牧草作業などの農繁期に入ると、残留事故が多発する傾向がありますので、下記対策の徹底をお願いします。

- ◎ 治療牛の**隔離**
- ◎ **前搾り**の徹底
- ◎ **全ての分房**の生乳を廃棄
- ◎ **複数のマーキング**で識別
- ◎ 搾乳作業者間で**情報を共有**
- ◎ 出荷前の**確認検査**の実施

## サルモネラ 4:i:- (O4:i:-) の取り扱いについて

近年、家畜での感染事例が増加している「サルモネラ 4:i:-」について、農林水産省から家畜衛生上の取り扱い方針が示され、次のとおり整理されました。

<家畜のサルモネラ症とサルモネラ 4:i:- について>

◆家畜におけるサルモネラ症については、家畜伝染病予防法施行細則において、以下のサルモネラによるものが“届出伝染病”として規定されています。

- ◎ サルモネラ・ダブリン
- ◎ サルモネラ・エンテリティディス
- ◎ **サルモネラ・ティフィムリウム**
- ◎ サルモネラ・コレラエシス

◆近年、サルモネラ・ティフィムリウムに性状が似ているものの、鞭毛抗原の第2相を欠く、「サルモネラ 4:i:-」の家畜の感染事例が増加していることから、調査を実施した結果、サルモネラ 4:i:- は・・・

- ① 届出伝染病である「サルモネラ・ティフィムリウム」の遺伝子が一部変異したもの
- ② 病原性は、サルモネラ・ティフィムリウムと同様



◎ このことから、平成30年4月1日以降、サルモネラ 4:i:- は、家畜衛生上、サルモネラ・ティフィムリウムとして扱うこととなりました。

◎ また、サルモネラ 4:i:- による家畜のサルモネラ症については、家畜伝染病予防法に基づく届出が必要となりました。

関係機関の皆様には、円滑な家畜のサルモネラ症の診断、防疫について、引き続き御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

# 平成29年次監視伝染病発生状況（抜粋）

平成29年1～12月  
表中の数字は頭数  
(疑似患畜及び疑症は含まない)

## 法定伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
ヨーネ病	牛	46	713	817
伝達性海綿状脳症	山羊			1
高病原性鳥インフルエンザ	鶏			33
腐そ病	蜜蜂		1	74

## 届出伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	76	261	380
牛伝染性鼻気管炎	牛		7	54
牛白血病	牛	40	604	3,453
牛丘疹性口炎	牛	1	1	8
破傷風	牛	4	8	93
サルモネラ症	牛	4	37	50
ネオスポラ症	牛	1	4	13
馬鼻肺炎	馬		27	34
豚繁殖・呼吸器障害症候群	豚			58
豚流行性下痢	豚			251
豚丹毒	豚		117	1,719
豚赤痢	豚			163
マレック病	鶏			1,393
伝染性気管支炎	鶏			545

## 平成30年度病性検定手数料



種別	手数料（単価）	種別	手数料（単価）
病理解剖検査	3,530 円	特殊理化学的検査	2,820 円
鏡検	770 円	特殊遺伝子学的検査	5,730 円
一般培養	1,020 円	特殊血清・遺伝子学的検査	3,800 円
特殊培養	3,040 円	総合病性検定	6,550 円
一般血清反応検査	770 円	証明書	500 円
特殊血清反応検査	3,050 円	特別診断（100km未満）	5,670 円
病理組織学的検査	1,800 円	特別診断（100km以上）	12,430 円
一般理化学的検査	1,290 円	器具・機械使用料	620 円

※平成28年度の改訂から、変更ありません。

# 馬伝染性貧血検査の助成事業が始まります

5年に1度実施してきた馬伝染性貧血検査（定期検査）は、平成29年度で終了しましたが、競馬場等への入厩時については、当面、馬伝染性貧血検査が必要となります。

平成30年度から、（公社）北海道家畜畜産物衛生指導協会において、次のとおりJRA特別振興資金助成事業による検査馬への助成事業が開始されました。



## ◆ 助成対象は？

- 平成30年4月1日以降、競馬場等への入厩時に当該検査が必要となる馬（種畜検査、共進会のための検査は対象外）

## ◆ 助成金額は？

- 1頭当たりの検査料及び証明料の実費（上限額3,550円：消費税を除く）
- 採材技術料700円（定額）

## ◆ 申請方法は？（釧路家畜保健衛生所で検査する場合）

- 当所へ検査を依頼する際に、助成事業を活用したいことを伝えて下さい。申請用紙及び送付用封筒をお渡しします。
- 申請用紙に必要事項を記入し、送付用封筒で（公社）北海道家畜畜産物衛生指導協会へ郵送して下さい。
- 後日、申請用紙に記入した指定口座に助成金が振り込まれます。

# 平成30年度ヨ一ネ病自主検査の受付締切日

ヨ一ネ病自主検査の材料受付締切日

日にち	曜日
5月11日	金
5月25日	金
6月 8日	金
6月22日	金
7月 6日	金
7月27日	金
8月17日	金
8月31日	金
9月14日	金
9月28日	金

日にち	曜日
10月12日	金
10月26日	金
11月 9日	金
11月22日	木
12月 7日	金
1月11日	金
1月25日	金
2月 8日	金
2月22日	金
3月 8日	金
3月22日	金

- 検査手数料の補助金額  
1頭当たり  
1900円（昨年度と同様）
- 定期報告を提出している農場であることが条件となります。
- 自主検査補助金申請を行う場合、採血時に6ヵ月齢以上であることをご確認下さい。
- 年度途中で本事業が終了する場合があります。事業終了後は通常の病性検定扱い（3800円/頭）となりますので、ご了承ください。

## 人の動き

### <転入者>

#### ☆佐藤研志（さとうけんし） 所長 ☆

平成30年4月1日付けの人事異動で、新ひだか町にあります日高家畜保健衛生所から参りました。釧路の勤務は初めてなのですが、両隣の十勝（帯広）と根室（別海）には通算14年間勤務しており、不思議と「帰ってきた」感じがしております。

管内の状況をなるべく早く把握し、家畜衛生分野から地域に貢献できるように、関係の皆様と連携を図りながら業務を推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



### <転出者>

- ・所長 村上晋一 ⇒ 根室家畜保健衛生所 BSE検査室長
- ・専門員 成田雅子 ⇒ 根室家畜保健衛生所 主査（危機管理）

## 平成30年度職員体制及び緊急連絡先

釧路家畜保健衛生所：0154-57-8775

★休日・夜間・年末年始の閉庁期間中（12/29～1/3）の緊急連絡は釧路総合振興局（TEL:0154-43-9100）へお願いします。



			所長	佐藤研志					
			次長	横田高志					
指導課	課長	横井佳寿美	予防課	課長	室田英晴				
	主査（薬事・安全）	欠員		主査（危機管理）	枝松弘樹				
	専門員	太田瑞穂		指導専門員	高木裕子	獣医師	福田 寛		
	専門員	末永敬徳		専門員	廣川友弥	獣医師	土井友理子		